

生徒守則

本守則は、本校生徒として、学校生活を送る上に守らなければならない日常の規律を示すものであり、これを正しく理解し実行することにより将来教養ある社会人として行動して行くための素地を養うものである。

1 服装

- (1) 生徒は本校指定制服を着用すること。

制服の様式は次の通り。

男子…夏期服装については、本校指定の白Yシャツ（半袖、長袖）とし、本校指定のスラックスに裾を入れて着用する。

冬期服装については、本校指定の詰襟の制服とし、襟章を正しい位置につける。

女子…夏期服装については、本校指定制服白地のセーラーとする。

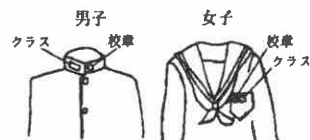
冬期服装については、本校指定制服紺地のセーラーとする。

年間を通して、制服にはネクタイを着用し胸章を正しい位置につける。また、スカート着用時の丈の位置は、ひざの中央とする。

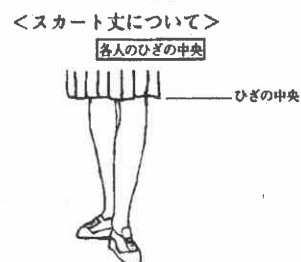
靴下等の着用については、夏期・冬期の区別はしないが着用する場合は、ストッキングは黒・肌色等、ソックス及びハイソックスは白・黒・紺・グレー等の質素なものとする。

- (2) 登下校の際は制服を着用し、運動靴又は革靴であること。（ハイヒール・サンダル・下駄等は禁ずる。）帰宅後の外出時においては、本校生徒としての品位を保持するに足る端正・清潔なものがのぞましい。
- (3) 止むを得ず異装しなければならない場合は、担任を通して、異装届を提出すること。
- (4) ペンダント・ネックレス・ブローチ・指輪・ピアス等の装身具を着用してはいけない。
- (5) 夏期服装期間は原則として、開校記念日翌日より1学期終業式までとする。ただし、必要に応じて冬期服装を着用すること。
- (6) 上靴は本校指定のものに限る。（体育時も同様とする。）
- (7) 校内におけるトレーニングウェア及びカーディガン等の着用は禁ずる。（放課後、体育の時間は除く。）
- (8) 夏期略装
- ①夏期略装については、本校指定ポロシャツ、ハーフパンツとする。
- ②着用期間については、暑さ指数を考慮し夏期服装期間内の指定された期間とする。
- ③夏期服装との併用は可とするが、夏期服装に代わるものではない。

<襟章、胸章の取り付け方>



<スカート丈について>



2. 礼儀作法

- (1) 生徒は、本校来賓、職員に対し、礼節を持って接すること。
- (2) 生徒間にあっては、相互に敬愛、親睦の念を忘れぬよう行動すること。
- (3) 校舎内では、特に静粛を保つこと。
- (4) 生徒は、常に函工生としての誇りと品位を保つこと。

3. 校内での心得

- (1) 始業5分前には、授業の準備を整えておくこと。
- (2) みだりに指定された以外の教室、公務補室、その他の部屋に入ってはいけない。
- (3) 食事は、原則として各ホームルームにおいて、所定の時間取る。
- (4) 校具の使用は、保管担当職員の許可を得て行う。
- (5) 許可なくして金銭、物品を集たり、集会を開いたりしてはいけない。
- (6) 掲示物、刊行物は、学校の許可を得ること。
- (7) 学習活動に不必要な物品は、持参してはならない。
- (8) 物品を紛失、拾得したときは、ただちに、担任及び担当教員に届け出ること。
- (9) 放課後及び休日の校舎使用は、学校の許可を必要とする。

4. 生活一般

- (1) 常に、本校生徒としての誇りをもって行動すること。
- (2) 帰宅時間は午後10時までとする。
- (3) 頭髮は、常に端正、清潔であること。リーゼント、パーマネント、染色・脱色は禁止とする。
なお、生徒としてふさわしくない一切の不自然な理髪をしないこと。
- (4) 化粧はしないこと。
- (5) 飲酒、喫煙、賭け事等の行為あるいは、その疑いをうけるような行為は厳禁とする。
- (6) 麻雀ホール、パチンコ屋とディスコ等に類する遊技場、競馬場、競輪場及び酒類を供する飲食店への出入りは厳禁する。
- (7) 生徒手帳は、常に携帯すること。なお、紛失等の場合は届け出、再発行を受けること。
- (8) 住民票の異動があった場合は、届け出ること。
- (9) 交通規則を遵守し交通安全に努める。
- (10) 校外の諸団体への加入、学校以外が主催する諸行事に参加、旅行、キャンプ、アルバイトについては、学校へ届け出ることとし、その際、内容の変更を求める場合もありうるものとする。
- (11) アルバイトについて
 - ① アルバイト（新聞配達を除く）は、学業その他に支障のない限り、長期の休業期間を原則とする。
 - ② 次の場合は①の範囲内であっても受理・承認しない。
 - ア 危険を伴うと判断された場合。
 - イ 成績不振ならびに指導上問題ありと思われた場合。
 - ウ 生徒守則で出入りを禁止されている場所である場合。
 - エ その他、高校生のアルバイトとして不適当であると判断された場合。
- (12) 健康や生活の向上に心がける。
- (13) 下宿等する場合は、学校へ届け出ること。下宿等で決められた規則は厳守すること。

5. 運転免許取得に関する規程

- (1) 自動車学校への通学は、3年生の10月以降とし、免許取得は卒業式以降とする。
- (2) 通学の申し込みは、許可願及び保護者の同意書を担任に提出し、学校の許可を得ること。
- (3) 自動二輪及び原付については、在学中の免許取得は禁止する。

6. 欠席、欠課、遅刻、早退

- (1) 欠席をするときには、事前に保護者から担任に連絡する。ただし、病気欠席1週間以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添付すること。
- (2) 欠課、遅刻した者は、入室許可書を教科担任に見せ、次の休み時間に担任に提出すること。
- (3) 早退する者は、担任の許可を得ること。

※(2)，(3)については生徒手帳を使用すること。

7. 通学の心得

- (1) 歩行のマナーについて
 - ① 登下校時には、交通規定を遵守し、良識ある行動をとること。
 - ② 夜間や雨の日は十分に注意すること。
- (2) バス・電車・列車通学のマナーについて
 - ① バス・電車・列車の下車時の横断には、特に気をつける。
 - ② バス・電車・列車に乗車したときは、できるだけ中に入り、乗降口付近には立たない。
 - ③ 交通機関の利用にあたっては、常識的なマナーを守るよう心がける。
- (3) 自転車通学について
 - ① 自転車通学届けを提出し、学校の許可を得ること。
 - ② 原則として自転車保険に加入すること。
 - ③ 指定の自転車置き場に、施錠し整然と駐輪すること。
 - ④ 自転車は常に整備点検し、改造したり、不必要な部品をつけたりしないこと。
 - ⑤ 交通規則を遵守して安全走行に努めること。
 - ⑥ 通学期間は、原則として4月10日から11月30日までとする。
 - ⑦ 路面凍結等を考慮し、原則として11月下旬から2学期終業式までを禁止期間とする。

8. 自動販売機の利用心得

- (1) 飲む場所は、教室・1階ホール・販売機前とする。廊下・体育館・実習等では飲むことのないように。
- (2) 稼働時間は全日ですが、休み時間と授業時間のけじめはきちんとつけよう。
- (3) 空缶は、所定の回収箱へ。決して飲み残したまま捨てないように。
- (4) クラス内の空缶処理は、たまったならば随時日直が、放課後は掃除当番が責任をもって回収場所へ処理すること。

※前項の心得が守れない場合は、自動販売機の使用禁止になります。

9. その他

(1) 忌引欠席の範囲

父母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
伯・叔父母	1日
その他同居の親族	1日
法要（2親等まで）	1日

(2) 届出をを要するものには次のようなものがある。

- | | |
|--------------|---------|
| ① 欠席届 | ② 欠課届 |
| ③ 遅刻届 | ④ 早退届 |
| ⑤ 外出届 | ⑥ 異装届 |
| ⑦ 住所変更届 | ⑧ 改姓改名届 |
| ⑨ 保証人、保護者変更届 | |